

食品産業関係者と食品安全委員会委員との懇談会

1. 日 時：平成15年8月7日(木) 15:30～17:00

2. 場 所：食品安全委員会中会議室

3. 出席者：

・味の素株式会社 執行理事品質保証部長	石井胖行
・キッコーマン株式会社 理事品質保証部長	大下克典
・サントリー株式会社 取締役研究本部副本部長	田中隆治
・株式会社日清製粉グループ 本社取締役R & D品質管理本部長	大田雅巳
・日清食品株式会社 執行役員食品安全研究所長	山田敏広
・伊藤ハム株式会社 品質保証部長	藤原俊夫
・合資会社駿河屋 社長	岡本樽雄
・株式会社武蔵野 技術顧問	小川忠博
・株式会社佃権 社長	金子喬一
・食品産業センター企画調査部長	門間 裕
・食品産業センター技術開発部次長	村上勝一郎

< 食品安全委員会委員 >

寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、見上委員、
坂本委員、中村委員、本間委員

< 食品安全委員会事務局 >

梅津事務局長、一色事務局次長、藤本勧告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

4. 議 事(司会：西郷リスクコミュニケーション官)

- (1) 委員長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 出席者紹介
- (4) 意見交換

5. 意見交換の主な内容(: 業界側発言 : 委員及び事務局側発言)

< 食品の表示について >

ヨーロッパでは最短品質保持期限が一般的であり、日本のJAS法の賞味期限とほぼ同様の意味とされているが、消費者の中には最終販売品質・最終使用日付と混同している人もいますので正しい表示の知識を啓発してほしい。

JAS法、食品衛生法のような法律の改正については、同時にやってほしい。

表示方法の変更は、短期間に何度も実施されるとパッケージを変えるのにも非常にコストがかかるので、できれば定期的にまとめて実施してもらいたい。

表示方法の変更について今後は関係省庁が十分に協議をした上で、同時に実施されるはずである。表示については、厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会の3省庁が共通のパンフレットを作成している。

< 食品の基準について >

輸入食品から日本国内で認められていない農薬が検出されているという現状がある。海外認可で国内未認可の食品添加物については、海外のデータ等を活用して早期に認可・未認可の判断をしてほしい。

無認可添加物を検出するのは、特に零細企業にとっては不可能であるので、国際的な整合性のある使用基準を早急に確立してほしい。

健康には害がなく消費者保護の点では全く問題がない場合でも、違法となるので回収せざるをえない状況ではあるが、回収にはコストがかかるうえ、処分方法が多くの場合廃棄となるため資源の無駄にもなり、解決策がない。

今後はGMO食品抜きでは食生活は成り立たなくなるのではないかと。早急にその安全性を評価してほしい。

違法性には国境があり、輸入食品の安全性の担保は非常に難しいと認識している。

香料を作っている会社には零細企業が多く、何を混ぜて作ったか自体をノウハウとしている企業であるため、含まれる添加物を公表するのは難しい問題であり、香料を使用する側の企業としても含有添加物を全て把握するのは実質的に困難である。

違法添加物の混入が判明したということは、検出可能ということではないか。

< 風評被害の防止等リスクコミュニケーションについて >

マスコミの報道により消費者は過敏な反応を示すので、誤解の生じないような対策を取ってほしい。

ここまでは安全だと分かっており、それ以外は後日判断するなどの表明を通して消費者教育をお願いしたい。

風評被害の防止という点では、今後のリスクコミュニケーションに期待している。

ただ自然でありさえすればよい、ナチュラルであればよいという風潮があるので何をもって安全・安心かについてももう少し議論しないといけない。

業者が安全だと言っても消費者は信用しない。人のせいにするのではなく、消費者が自分の判断で決めるべきこともある。消費者教育も必要。

リスク管理機関からの通達のチェックを食品安全委員会をお願いしたい。通達の内容に疑問を持った場合に相談できるシステムを構築してほしい。日本では通達、即日施行が慣例となっており企業としても対応に苦慮することもあるので、通達後施行前に意見表明できるような仕組みを作ってほしい。

リスクコミュニケーションの手法については現在検討中であり、専門調査会の立ち上げ後、本格的に議論が進んでいくことになる。その際には事業者の方々にも参加をお願いすることになると思う。

< 企業の保持するデータについて >

企業は自らの商品については責任があり、企業内部でもリスク評価部門はリスク管理部門と独立であり、それらのデータの蓄積があるので必要があれば活用してほしい。

個別の商品データ等の企業秘密に関わらない一般的な情報に行政機関がアクセスできる方法があれば最も都合が良いのではないだろうか。